

第二條 この省令の施行の際現にある第一条及び第二条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第三條 この省令の施行の際現にある第三条及び第四条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第四條 第五条の規定による改正前の建築士法施行規則第二十一条第四項第三号イ及びロに定める図書で、この省令の施行の際現に同項の定めるところにより保存しているものは、当該図書を作成した日(同号ロに定める図書にあつては、受領した日)から起算して十五年間保存しなければならない。

第五條 この省令の施行の際現にある第六條の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第六條 この省令の規定による改正後の建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(以下この条及び次条において「新機関省令」という。第十四条第十号の二(新機関省令第二十三條)において準用する場合を含む。及び第十七條第一項第二号(新機関省令第二十三條)において読み替へて準用する場合を含む。)の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度について適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

第七條 この省令の施行の際現に旧機関省令第五十九條第十一号に掲げる区分に従い同項の規定による指定を受けた者とは、新機関省令第五十九條第十一号に掲げる区分に従い同項の規定による指定を受けた者とみなす。

第八條 新機関省令第十四條に規定する指定確認検査機関の指定、新機関省令第二十三條に規定する指定確認検査機関の指定の更新、新機関省令第二十五條第一項に規定する確認検査業務規程の認可及び同条第二項に規定する確認検査業務規程の変更の認可並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、この省令の施行の日前においても、新機関省令の規定の例により行うことができる。

第九條 この省令の施行の際現に旧機関省令第九條及び第十條の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第十條 国土交通省令第六十九號 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五號)第五十二條第一項の規定に基づき、海難審判法施行規則の一部を改正する省令(昭和三十二年法律第百三十五號)第五十二條第一項の規定に基づき、海難審判法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日 国土交通大臣 齊藤 鉄夫

海難審判法施行規則の一部を改正する省令(昭和三十二年法律第百三十五號)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第九十四條 法第五十二條第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行(以下「出頭等」という)に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人については一日当たり八千二百円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり七千八百円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。	第九十四條 法第五十二條第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行(以下「出頭等」という)に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人については一日当たり八千二百円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり七千七百円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。

附則

- (施行期日) この省令は、令和六年七月一日から施行する。
- (経過措置) この省令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

○国土交通省令第七十号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和六年法律第五十三号)の施行に伴い、並びに宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第四條第二項第八号(同法第九條第三項、第五十條の二の五第二項、第七十七條第三項、第七十八條の二第一項並びに宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)第九條第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日 国土交通大臣 齊藤 鉄夫

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令(昭和三十二年建設省令第十二号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄にそれぞれ掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものに当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条の二 法第四条第二項第八号に規定する国土交通省令で定める書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第三条第一項の免許を受けようとする者(法人である場合においてはその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に</p>	<p>第一条の二 法第四条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第三条第一項の免許を受けようとする者(法人である場合においてはその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に</p>

関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含む。）及び宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第百八十三号。以下「令」という。）第二条の二で定める使用人が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

二、四（略）

五 法人である場合においては、相談役及び顧問の略歴を記載した書類

六 個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に限る。）においては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）の略歴を記載した書類

七 事務所ごとに置かれる法第三十一条の第三項に規定する宅地建物取引士の略歴を記載した書類

八 法第三条第一項の免許を受けようとする者（法人である場合においては、その役員）及び令第二条の二で定める使用人の氏名、住所並びに電話番号その他の連絡先を記載した書面

九、十二（略）

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第三条第一項の免許を受けようとする者（個人である場合に限る。）に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の九若しくは第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受ける

関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含む。）以下この条において「免許申請者」という。）及び宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第百八十三号。以下「令」という。）第二条の二で定める使用人が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

二、四（略）

五 免許申請者、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の略歴を記載した書面

六 法人である場合においては、直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

七 個人である場合においては、資産に関する調査

（新設）

八、十一（略）

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、免許申請者（個人に限る。）に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の九若しくは第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができるとき、又は同法第三十条の

十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、その者に對し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

3 国土交通大臣及び都道府県知事は、法第三条第一項の免許を受けようとする者に対し、第一項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

4 法第四条第二項第一号から第五号まで及び第七号並びに第一項第二号、第三号及び第五号から第九号までに掲げる添付書類の様式は、別記様式第二号によるものとする。

（削る）

第五十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第十条の規定により宅地建物取引業者名簿及び同条に規定する特定書類を一般の閲覧に供するため、宅地建物取引業者名簿閲覧所（以下この条において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 （変更の手続）
第五十条の二 法第九条の規定による変更の届出は、別記様式第三号の四による変更届出書により行うものとする。

2 法第九条第二項において準用する法第四条第二項第八号に規定する国土交通省令で定める書面は、第一条の二第一項第一号及び第三号から第八号までに掲げる書面とする。

十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、その者に對し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

3 国土交通大臣及び都道府県知事は、免許申請者に対し、第一項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

4 法第四条第二項第一号から第三号まで並びに第一項第二号、第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる添付書類の様式は、別記様式第二号によるものとする。

（名簿の登録事項）

第五十条 法第八条第二項第八号に規定する省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第六十五条第一項若しくは第三項に規定する指示又は同条第二項若しくは第四項に規定する業務停止の処分があつたときは、その年月日及び内容
二 宅地建物取引業以外の事業を行なつているときは、その事業の種類

（名簿等の閲覧）

第五十条の二 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第十条の規定により宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び法第九条の規定による変更の届出に係る書類を一般の閲覧に供するため、宅地建物取引業者名簿閲覧所（以下この条において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 （変更等の手続）

第五十条の三 法第九条の規定による変更の届出は、別記様式第三号の四による宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書により行うものとする。

2 法第九条の規定により変更の届出をしようとする者は、その変更が法人の役員、令第二条の二で定める使用人若しくは事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の増員若しくは交

- 3 (略)
- 3 (名簿の訂正)
- 第五条の三 (略)
- (廃業等の手続)
- 第五条の四 (略)
- (指定流通機構への登録事項)
- 第十五条の十一 法第三十四条の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 (略)
 - 二 当該宅地又は建物の取引の申込みの受付に関する状況
 - 三・四 (略)
- (従業者名簿の記載事項等)
- 第十七条の二 法第四十八条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (削る)
 - 一・四 (略)
- 2 (略)
- 3 法第四十八条第三項に規定する従業者の氏名及び同条第一項の証明書の番号並びに第一項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同条第三項に規定する従業者名簿への記載に代えることができる。この場合における同条第四項の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。
- 4 (略)

- 代又は事務所の新設若しくは移転によるものであるときは、その届出に係る者又は事務所に係る法第四条第二項第二号及び第三号並びに第一条の二第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を添付して届け出なければならない。
- 3 (略)
- (名簿の訂正)
- 第五条の四 (略)
- (廃業等の手続)
- 第五条の五 (略)
- (指定流通機構への登録事項)
- 第十五条の十一 法第三十四条の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 (略)
 - (新設)
 - 二・三 (略)
- (従業者名簿の記載事項等)
- 第十七条の二 法第四十八条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 生年月日
 - 二・五 (略)
- 2 (略)
- 3 法第四十八条第三項に規定する従業者の氏名、住所及び同条第一項の証明書の番号並びに第一項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十八条第三項に規定する従業者名簿への記載に代えることができる。この場合における同条第四項の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。
- 4 (略)

- (指定流通機構の指定の公示事項)
- 第十九条の三 法第五十条の二の五第二項の国土交通省令で定める事項は、第十九条の二の七の規定により国土交通大臣が定める地域のうち当該指定流通機構に係る地域とする。
- (信託会社等の届出)
- 第三十一条 法第七十七条第三項又は令第九十条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項(法第七十七条第三項の規定による届出にあつては第五号に掲げる事項を除く。)を記載した届出書により行うものとする。
 - 一 (略)
 - 二 従業員の氏名及び令第二条の二で定める使用人があるときは、その者の氏名
 - 三 (略)
 - 四 前号の事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の氏名
- 五 (略)
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 法第四条第二項第二号、第三号、第五号及び第六号並びに第一条の二第一項各号(第七号及び第十一号を除く。)に掲げる書面
 - (削る)
 - (削る)

- (指定流通機構の指定の公示事項)
- 第十九条の三 法第五十条の二の五第二項の国土交通省令で定める事項は、前条の規定により国土交通大臣が定める地域のうち当該指定流通機構に係る地域とする。
- (信託会社等の届出)
- 第三十一条 法第七十七条第三項又は令第九十条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項(法第七十七条第三項の規定による届出にあつては第五号に掲げる事項を除く。)を記載した届出書により行うものとする。
 - 一 (略)
 - 二 従業員の氏名及び住所並びに令第二条の二で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
 - 三 (略)
 - 四 前号の事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の氏名及び住所(同条第二項の規定により同条第一項の宅地建物取引士とみなされる者にあつては、その氏名)
- 五 (略)
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 法第五条第一項各号に該当しないことを誓約する書面
- 二 事務所について法第三十一条の三第一項に規定する要件を備えていることを証する書面
- 三 届出をしようとする者の役員(相談役及び顧問を含む。)、令二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- 四 相談役及び顧問の氏名及び住所並びに発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数を記載した書面
- 五 事務所を使用する権原に関する書面

別記様式第二号添付書類(6)を次のように改め、同書類を別記様式第二号添付書類(8)とする。

(A4)

添 付 書 類 (8)
略歴書(専任の宅地建物取引士等)

住 所 (フリガナ) 氏 名	電話番号()	
	生年月日	年 月 日
職 名	登録番号	
	従事した職務の内容	
職 歴	期 間	
	自 年 月 日	
	至 年 月 日	
	自 年 月 日	
	至 年 月 日	
	自 年 月 日	
	至 年 月 日	
	自 年 月 日	
	至 年 月 日	
	自 年 月 日	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

備 考
法第31条の3第2項の規定により同条第1項の宅地建物取引士とみなされる者にあつては、本様式の作成を省略することができる。

別記様式第二号添付書類(7)を削り、別記様式第二号添付書類(5)を添付書類(7)とし、添付書類(4)を添付書類(6)とし、添付書類(3)を添付書類(4)とし、同書類の次に次の一書類を加える。

(A4)

添 付 書 類 (5)
資産の状況を示す書面

年 月 日現在

資 産	債 権	債 務
現 金	預 金	預 金
有 価 証 券	債 券	債 券
未 収 入 金	未 収 入 金	未 収 入 金
土 地	建 物	建 物
備 品	備 品	備 品
債 権	債 権	債 権
そ の 他	そ の 他	そ の 他
計	計	計
負 債	債 権	債 務
借 入 金	借 入 金	借 入 金
未 払 金	未 払 金	未 払 金
預 り 金	預 り 金	預 り 金
前 受 金	前 受 金	前 受 金
そ の 他	そ の 他	そ の 他
計	計	計

備 考

- この書面は、個人の資産のみが記入すること。
- 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

別記様式第九号を次のとおり改める。

様式第九号 (第十九条関係)

標 識	
宅地建物取引業者 標 識	
免許証番号	国土交通大臣 () 第 号
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
番号又は名称	
代表者氏名	
この事務所が代表する国民	
この事務所に関するお問い合わせ 事項の宅地建物取引士の 数	(宅地建物取引業に従事する者の数) 人
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

備考
本標識中、「この事務所に関するお問い合わせ事項の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」は、「この事務所に関するお問い合わせ事項の宅地建物取引士の数」について変更があった場合のみ、変更すること。

別記様式第十号を次のとおり改める。

様式第十号 (第十九条関係)

標 識			
宅地建物取引業者 標 識			
この標識は、宅地建物取引業者としての免許の主要な内容とこの場所における業務の内容を表示しています。			
免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 知事	免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
番号又は名称		代表者氏名	
主たる事務所の所在地		電話番号 ()	
この場所における業務の内容		業務の態様	契約の締結・契約の申込みの受理等
取り扱う宅地建物	名称	所在地	

備考
本標識を掲示すべき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条の5に該当しない場所においては、標識中に次の文言を2センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーラント・オフ制度の適用があります。」

別記様式第十一号の二を次のとおり改める。

様式第十一号の二 (第十九条関係)

標 識			
宅地建物取引業者票 (代理・媒介)			
この標識は、宅地建物取引業者としての免許の主要な内容とこの場所で分譲する宅地建物の内容を表示しています。			
免 許 証 番 号	国土交通大臣 知事	() 第	号
免 許 有 効 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
商 号 又 は 名 称			
代 表 者 氏 名			
主たる事務所の所在地			
電話番号 () -			
この場所における業務の監視 業務の監視 契約の締結・契約の申込みの受理等			
取り扱う宅地 建物の内容		名 称	所在地
商号又は 名称		免許証 番号	国土交通大臣 () 第 号 知事

35cm以上

備考
本標識を提示すべき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条の5に該当しない場所においては、標識中に次の文言を7センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。
「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第57条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」

別記様式第二十七号を次のとおり改める。

様式第二十七号 (第十九条関係)

標 識			
宅 地 建 物 取 引 業 者 票			
届 出 番 号	第	号	
届 出 年 月 日	年	月	日
所			
代 表 者 氏 名			
この事務所の代表者氏名			
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数 (宅地建物取引業に従事する者の数) (人)			
主たる事務所の所在地			
電話番号 () -			

30cm以上

備考
1 本標識中、「届出番号」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出に係る番号を、「届出年月日」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出をした日を記載すること。
2 本標識中、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」は、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」について変更があった場合のみ、変更すること。

別記様式第二十八号を次のとおり改める。

様式第二十八号 (第十九条関係)

宅 地 建 物 取 引 業 者 票	
この標識は、宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出の主要な内容としこの場所における業務の内容を表示しています。	
届 出 番 号	第 号
届 出 年 月 日	年 月 日
商 号	
代 表 者 氏 名	
主たる事務所の所在地	
電話番号 () -	
業 務 の 態 様	契約の締結・契約の申込みの受理等
取 扱 う 宅 地 建 物 の 内 容	取 扱 う 宅 地 建 物 の 内 容
当社は、金融機関の信託業務の兼営等に關する法律（昭和18年法律第13号）第1条第1項の信託業務の範囲内で宅地建物取引業を営んでおります。	

備考

1 本標識中、「届出番号」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出に係る番号を、「届出年月日」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出をした日を記載すること。

2 本標識を提示すべき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条の5に該当しない場所においては、標識中に次の文言を2センチメートル四方以上の大ききの文字で表示すること。

「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用がありません。」

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十五条の十一の改正規定は、令和七年一月一日から施行する。

国土交通省令第七十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第五条第一項、第二十八条第一項並びに第二十九条ノ三第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法第九条第一項の規定を実施するため、船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令
（船舶安全法施行規則の一部改正）

第一条 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章ノ第二章の五（略）</p> <p>第二章の六、産業人員等運送船の施設（第十三条の七）</p> <p>第三章ノ第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二章の六、産業人員等運送船の施設（産業人員等運送船の施設）</p> <p>第十三条の七 第八条に規定するその他の乗船者のうち産業活動（再生可能エネルギーその他のエネルギー源の探査若しくは開発、水産養殖又は海洋掘削に關連するものであつて、海洋に設けられる工作物又は船舶において行われるものに限る。以下この項において同じ。）に従事する人員（以下この項において「産業人員」という。）を運送する船舶（旅客船、漁船及び産業活動が行われる船舶を除く。）であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（第三十二条第一項第二号ウ及び第五十一条第一項において「産業人員等運送船」という。）に關し施設しなければならない法第二条第一項に掲げる事項及びその標準については、同項の国土交通省令の規定にかかわらず、管海官庁が千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第十五章第</p>	<p>目次</p> <p>第一章ノ第二章の五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章ノ第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>